

徳島県告示第四百十九号

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号及び第十号中「事業税」の下に「、特別法人事業税」を加え、同条第十一号中「第七十二条の四十八第一項（）」の下に「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第九条又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の」を、「、事業税」の下に「、特別法人事業税」を加える。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。